

武蔵野市移動支援事業に関するQ&A

2023/4/1

項 番	質 問	回 答
1	受給者証の更新時期はいつですか？	毎年3月末が更新時期です。4月以降にサービスを提供する場合には、必ず新しい受給者証の内容を確認してください。また同年度内でも、利用者負担、支給時間数、身体介護の有無が変更となる場合があります。
2	キャンセル料の請求はできますか？	キャンセルの場合、市への請求はできません。利用者に請求する場合は、事前に事業所・利用者間で取り決めをしてください。
3	2人介護は認められますか？	利用者の身体的な理由等により、認められる場合があります。 ※該当者の受給者証に印字がありますので、ご確認ください。
4	外出前後の身支度や片付け等のため、家に入って支援することはできますか？	移動支援事業として市への請求はできません。
5	送迎に利用できる/利用できない施設は？	【○】日中一時支援：ただし、活動時間中（待ち時間）は請求できません。 【○】習い事 【○】病院：ただし、支援を必要としない待ち時間は請求できません。 また、ヘルパーが病状を伝えたり、医師の指示を家族に伝えるといった受診内容に関わることを支援することはできません。 【×】放課後等デイサービス・日中通所先・学校： 単純な送迎のみでは利用できません。余暇活動を目的として移動支援を利用する場合に、学校や日中通所先を発着とすることについては、認めています。 保護者の一時的な疾病等により、送迎利用が認められている場合はありますが、その際には受給者証の備考欄に「通学支援利用可」との記載がありますので、必ずご確認ください。
6	本人の体調不良、天候不良により外出できなくなった場合、自宅内で支援することはできますか？	外出を伴わないため利用できません。
7	片道の送迎を行った場合、ヘルパーが戻ってくる時間も移動支援として請求できますか？	本人不在の時間は請求できません。利用者に請求する場合は、事前に事業所・利用者間で取り決めをしてください。
8	施設入所者も移動支援の利用ができますか？	移動支援の支給が決定されている場合は利用できますが、帰省中の利用に限ります。入所施設を発着とする利用はできません。
9	ガイドヘルパーが運転する車で目的地まで移動することはできますか？	移動支援は、「常時介護ができる状態で付き添う」ことが前提となります。ガイドヘルパーが運転している間は、常時介護ができる状態とは考えられないので、移動支援を利用することはできません。
10	プールと一緒に泳ぐ、といった支援は、移動支援として認められますか？	利用者本人の安全確保のために必要な場合は、移動支援として認められます。
11	市へ請求後、事業所に支払われるまでにどのくらいかかりますか？	請求書をいただき、審査・確認のうえ支払処理を進めます。 目安としては、請求書をいただいた翌月の15日に支払うスケジュールで進めています。 支払額決定通知もお送りしており、こちらに振り込み予定日も記載しています。 （例）【1月】サービス提供→【2月】20日までに市へ請求書等（1月実績分）を送付→【3月】審査・確認のうえ15日支払いを目安に処理。（支払額決定通知も送付）
12	ガイドヘルパーが、タクシーや家族の運転する車に同乗して移動する場合、移動時間も請求できますか？	支援を行っていない時間は請求ができません。